

**児童福祉審議会専門部会第1回家庭的保育集中討議における
主な御意見一事務局まとめ**

平成19年8月9日（木）

○二委員 ○二事務局

1 家庭的保育の現状について

（尾木委員 「在宅保育の調査研究一家庭的保育の保育者、利用者の回答一から」）

- 家庭的保育のメリット1として、個別に子どもに対応できる。中でも、「保育者が子どもとの安定した愛着関係を持てる」「日々の体調に対応する」「個々の子どもの気質・個性に寄り添って対応できる」などの意見が多かった。

メリット2として、低年齢児は家庭的環境の中で育つことがよい。中でも、「家庭で保育するので、子どもが安定する」「1日を通して同じ保育者が見る」「少人数なので静かな環境で過ごすことができる」の割合が高かった。

メリット3として、子どもが家庭の生活リズムで過ごすことができる。特に「子どもの日々の体調や気分に対応」「子どもに生活の流れの見通しができ、安定する」の割合が高かった。

また、保護者にとって保育者の存在は「子育てを保護者と共にするパートナー」とらえている割合が高い。

家庭的保育の保育内容、保育者への利用者の満足度については、非常に満足が約8割である。

- 一方で、不満もあり、主たるもののが2つある。

一つ目は、保育所にスムーズに移行できるかどうか保障されていないこと。そのため、年度途中に保育所に空きが出ると、自治体からのプレッシャーもあり、保育所に入所する。いずれは保育所に移行する子どもたちが圧倒的に多く、待機児童問題が解消されていない現状においては、保護者が希望する期間、安心して利用を継続することができない。

二つ目は保育所利用との格差。保育料金に所得階層区分が導入されていないこと、延長保育時間は認可のほうが長く対応できて料金も安価であること、給食、保育者の休暇の代替保育の不備。

2 保育システムにおける家庭的保育の位置づけについて

- 日本は、海外に比べ、家庭的保育の位置づけが非常に低い。日本は家庭外保育、しかも集団的保育が中核となっている。しかし、家庭外保育の個別的保育としての効果、重要性についてはかなり認識が進んできている。国も制度化に向けて検討しているところである。（網野委員）
- これまで「保育」は家庭養育の補完機能だった。本来は家庭が望ましいが、保育に欠ける場合は保育を受けるという認識だった。しかし、近年は、どの子どもも保育の環境が必要であるという認識の変化が出てきており、現在の保育所指針の改定でも議論されている。待機児童対策と位置づけるのは従来型の考え方である。3歳未満の待機児解消だけで、家庭的保育を進めるべきではない。保育システムの一環として考えるべき。（網野委員）
- 3歳未満児に限らず、学童も含めた個別的家庭外保育システムとして強化していくかどうかの議論も必要である。（網野委員）

- 家庭福祉員は、家庭的であり、社会的養護と同様に、個人宅での個別保育が重要である。(網野委員)
- 同一の保育者であるため、子どもとよい関係性、絆が作れる。第二の家庭の機能として考えるべき。(尾木委員)
- 認可、認証が持つ、権利・義務と家庭福祉員が持つ権利・義務はそれぞれ違う。苦情対応の問題など、他の保育サービスとの並びで考えていくべき。(柏女委員)
- 恒常的な保育と、臨時の保育と類型化。家庭福祉員は預ける制度ではなく、日常的な保育、生活の場である。生活の場と、一時預かりの違いを配慮して要件緩和を考えるべき。(柏女委員)
- 0歳児の93%、1、2歳の3/4が在宅で子育てが行われており、様々な子育て支援を必要としている家庭が多い中で、施設保育だけではなく、家庭的保育も保育システムの中に位置づけるべきである。そして、全ての就学前施設が家庭への支援を行うシステムとして位置づけられるべき。また、保育に対する意識改革が課題である。(増田委員)
- 待機児解消ではなく、親への支援という視点で考える。(安梅委員)
- 待機児対策ではなく、保育サービスの一形態である。(庄司委員)
- 低年齢児であればあるほど、個別的にきめ細かく見る必要がある。社会的養護でも、特に低年齢児は施設より里親へという動きがあることと合致している。(庄司委員)
- 保育の専門サービスとしての家庭的保育であり、ベビーシッターやファミサポとは違う。(庄司委員)
- 子育て支援に関する制度を含めた全体の中で家庭的保育をどう位置づけるか。(庄司委員)

3 拡充策について

«活用策、拡充策»

- 公園などの地域の社会資源を活用する機会が多い家庭福祉員は、地域の子育ての相談相手として活躍している。例えば、親子を福祉員宅に招き、受託児と食事しながら、離乳食の助言や指導を行うなど。定員割れの時期には、一時保育の受け入れや身近な相談者として活動してもらい、補助金を支給する。また、学童としての活用など、福祉員の人材だけではなく福祉員宅の保育室の活用なども考えられる。(尾木委員)
- 認証保育所 A、Bとの関係を整理する必要がある。乳児保育も家庭的な環境を目指している。認証保育所の低年齢化、小規模化として検討すべきである。(網野委員)
- 認証保育所 B型への移行促進も一つの手段であるし、認証保育所 C型として一類型を定めることも考えられる。認証 A の企業が、保育士を雇って、C型として保育を実施し、3歳になったら、A型へ移行するなど。(柏女委員)
- 認証、認可との連携は重要であるが、C型としての制度化には検討を要する。
- 公立保育所の保育士の大量退職の人材を活用したらどうか。保育所長などのベテラン者がNPOを立ち上げて、スーパービジョンを行いながら、保育者同士で融通が利く家庭福祉員を運営したらどうか。退職後も保育に携わりたいと考えている保育所長さんも多くいる。(柏女委員)
- 国から保育所退職者を活用して、グループホーム的に家庭的保育を運営したらどうかという意見があった。国と意見交換しながら検討していきたい。

- 自治体が取り組まない理由として、要綱やガイドラインがないという意見があるので、ガイドライン等の整備が必要である。(庄司委員)

《普及啓発》

- 利用者の保育に対する意識変革が必要。家庭的保育への理解がない。家庭的保育の意義を周知していくことが大事。(増田委員)
- 全戸訪問事業は周知の機会。ビデオなどを使って視覚的なPRを行う。(増田委員)
- 保育士養成段階で「家庭的保育」を取り上げる。(増田委員、庄司委員)
- 有資格者が現場を退職した後も再度働くしくみづくり(増田委員)
- 家庭的保育の意義・効果及び問題点、リスクを明確にしてそれを周知する。(庄司委員)
- 保育所職員の現員研修の中で取り上げる。(庄司委員)

《要件緩和》

- 東京都は、福祉員個人宅での保育だが、それ以外で実施する保育をどう考えるか。(網野委員)
- 現行は、6歳未満の子どもがいる場合は受託できない(1人出産すると6年間、2人目を出産すると8年ぐらい受託できなくなる)が、外国では、保育者自身の子どもと一緒に保育している。(庄司委員)

4 質の確保、支援体制について

《専門性の確保、研修体制について》

- テメリットとして、「保育の質のばらつき」「特定の保育者の影響を強く受ける」「第三者の監視の目がない」こと。優れた保育者がいる反面、独善的な保育者もいる。また、保育者の保育の考え方には大きく影響される。最低限の質を確保するためには、保育士が家庭で行う保育形態として、研修体制を整備し、専門性を確保すべき。特に受託前研修を強化すべきである。(尾木委員)
- 家庭福祉員は個人で保育を行うため、様々な経験を持つ複数の保育者がカバーし合える集団保育と比べて困難であることへの理解及び認識が自治体職員に求められる。
- 福祉員には、保育士+家庭的保育特有の専門性、知識、技術、倫理、実習、実務経験が必要である。(網野委員)
- 保育士養成校20校が、在学中の保育士資格取得を目指す学生に対して、半期で在宅保育論を開講し、その単位を取得すると、全国ベビーシッター協会が認定する資格を得られるという取組みを行っている。参考にできる素材があるのでないか。(網野委員)
- 保育者のOJTは複数保育を前提として進めるべき。(網野委員)
- 保育所と合同で研修を実施。あるいは資格更新制度の検討。(柏女委員)
- 研修は実習が重要。(増田委員)
- 家庭福祉員会で年1回講演会がある。都実施の認可外保育施設への研修は講義形式の集合研修である。区市町村研修はそれぞれ異なる。
- 研修参加のための保育の代替がない。保育所が代替となる場合でも、集合研修であれば参加しないという人も多い。また各団体が自主的に情報交換を活発に行っている。(尾木委員)
- 少ない人数であれば、保育者は、よりプロに近いものが求められる。(安梅委員)

- 家庭的保育とはどういうものなのか、退職したベテランの家庭福祉員のノウハウを後輩に伝えていくことが重要である。(尾木委員)

《複数保育について》

- デメリットをカバーする上で、保育者の複数制（または補助員の設置）が有効。複数保育制を基本とし、雇い上げ費の補助をすべき。補助員を雇うことにより、一時保育などへのバリエーションも期待できる。(尾木委員、増田委員)

《連携、ネットワークの構築について》

- 保育所は、家庭的保育がどういうもののかがわからない。巡回指導などを行っても、保育所がすべて指導できるわけではない。家庭福祉員にとっては指導が役に立たないという現状である。施設保育者も、家庭的保育を知ることが重要。(尾木委員、増田委員)
- 保育それぞれが分離するのではなく、公的保育所を拠点とする地域のネットワークを構築する。その中で、家庭的保育も位置づける。(網野委員)
- 連携する認可保育所の現場も厳しい状況。両者にとってメリットがあるような連携が必要。(増田委員)

《評価制度等について》

- 現在は、第三者評価などのしくみはない。
- 適切な評価システムのしくみづくり。保育者個人の評価と家庭的保育としての評価など。(増田委員)
- 保育のシステムとして、携わる人はプロであるべき。また生業とする場合も必ず評価が入るべきである。行政には全ての機関に課してほしい。

レジュメの「育児環境の質評価」枠組みはすべての国に当てはまるもの。米国版は家庭的保育についても45項目定められている。家庭用と家庭的保育用の違いは、1つあり、家庭的保育には「親もきちんと子どもの面倒を毎日見る」という項目がある。30分ぐらいで評価できる。(安梅委員)

5 民間独自の家庭的保育について

- 行政が情報を収集し、提供することにより、他のサービスとの比較や選択が可能となる。また、子育て支援の場などを活用して、利用者の感想や満足度を集積することにより評価のしくみの構築が可能となる。(尾木委員)
- 様々な保育サービスがあるが、保育サービス相互の理解、連携は不十分。家庭福祉員制度も十分に理解されていない現状。小地域単位の保育ネットワークを構築し、情報提供と一緒にやるとか、合同避難訓練をするなど、個人、企業も参加できる関係を作るべき。(尾木委員)
- 通常保育を行う家庭福祉員に対し、民間独自で行っている家庭的保育は、特別保育などのニーズに即応したサービスとしての促進。(網野委員)
- 質向上させるインセンティブとして補助の仕組みが必要。さらに、保護者への指導・支援という役割も視野に入れ、家庭的保育の特徴を活かした保育ソーシャルワーク的な役割も含めて検討する必要がある。(網野委員)
- 届出について積極的なPRをすべき。(柏女委員)

6 その他

- 保育者の多くは、3歳以上は集団保育が望ましいと認識している。しかし、幼稚園の後、福祉員宅で過ごすことや、学童クラブと同様に福祉員宅で過ごすこともできることは、家庭福祉員の特徴である。(尾木委員)
- 福祉員の収入は、自治体によって異なる。
都補助児童一人当たり 81,200 円+区市の補助+保育料（区部は 26,000 円、市部は 4 万円）=約 10 万円～12 万円の収入になる。3人受託すると、30万～36万円の収入になる。この中に、補助員や給食の経費が含まれているので、そのまま所得になるとわけではない。(尾木委員)
- 対象児童に「区市町村が保育を必要と認めた乳幼児」とあるが、保育に欠けるという概念と違うのか。(柏女委員)
- ◎ 保育に欠ける要件とほぼ同じである。
- 保育に欠けることと、かつ、家庭的保育を必要とすることも要件ではないか。
- ◎ 次回まで確認する。

